

北海道運輸局公示第36号
(平成21年 1月 9日一部改正)

一般乗用旅客自動車運送事業の遠距離割引に係る基準額について

平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第59号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1.(3)八により、遠距離割引に係る基準額を定めたので、下記のとおり公示する。

平成16年9月27日

北海道運輸局長 伊藤 國 男

記

運賃適用地域	遠距離割引に係る基準額
旭川B地区	3,000円
北海道D地区	3,000円

附則

本公示は、平成16年10月1日から適用する。

附則(平成21年 1月 9日付け北海道運輸局公示第89号)

本公示は、平成21年 1月 9日から適用する。